

議事要旨(6)基本概念専門委員会における検討状況について

前回(第111回)に引き続き、豊田統括研究員より、「財務会計の概念フレームワーク」の文案の検討状況についての説明がなされた。本委員会において前回採り上げた「財務報告の目的」及び「財務諸表の構成要素」については前回の審議資料からの変更点が説明された。また、「会計情報の質的特性」については基本概念専門委員会において確認された、討議資料からの改訂の方向性が、「財務諸表における認識と測定」については基本概念専門委員会での審議を受けた「討議資料」からの変更点が、それぞれ説明された。

(財務報告の目的)

- ・ ディスクロージャー制度における各当事者の役割に関する記述のうち、特に監査人の役割に関する記述(第6項)に関して、(経営者の開示する情報に対して)「保証を付与する」監査人という記述が、「100%の」保証を付与するものとの誤解を与えかねないとの指摘があり、限定の文言を付して、「一定の」保証を付与する監査人としたが、基本概念専門委員会では、なお「保証を付与する」という表現そのものに問題があるとの意見がある。専門委員の間で幾つかの代替的な表現が提案されており、この部分の表現ぶりについては、なお専門委員会において検討を行う。
- ・ 経営者と監査人の責任区分の説明に関して(第9項)、監査人は「経営者が作成した情報を監査する責任が課されているだけであり」との記述があるが、前回の企業会計基準委員会での指摘を受けて、限定的文言である「だけ」を削除した。

(会計情報の質的特性)

- ・ 会計情報の質的特性として、「討議資料」においては、「意思決定との関連性」、「内的整合性」、「信頼性」の3つの特性を並列的に列挙していたが、関係者からの指摘を踏まえ、「内的整合性」を一般的な制約と位置付けなおす方向での文案の見直しを検討している旨が報告された。また、「比較可能性」については、その本来の意味においては、表現の忠実性に包摂されており、そのような本来の意味を超えて独り歩きすることが懸念されたため「討議資料」では敢えて明記しないこととされていた「比較可能性」についても、その本来の意味内容をきちんと明記した上で、「内的整合性」と同様の位置付けで記述することが検討されている旨が報告された。
- ・ 次回の企業会計基準委員会では、現在検討中の「会計情報の質的特性」を含めた、概念フレームワーク全体の文案について審議を行う予定。

(財務諸表の構成要素)

- ・ 包括利益の定義(第8項)の脚注の中で、「株主持分となるかどうか不確定な」新株予約権の発行という表現があるが、ここでいう「株主持分」は、正確には「払込資本」

の意味であり、現行の表現のままでは誤解を招きかねないこと、及びこの説明自体は、この部分で述べるべき本質な内容ではないことから、この表現を削除した。

- ・ 前回の企業会計基準委員会での指摘を受け、収益の定義（第 13 項）の説明の中で出てくるキャッシュに関する説明を、脚注から本文に移した。

（財務諸表における認識と測定）

- ・ 本文の冒頭に記述されていた内容（「討議資料」の第 1 項から第 3 項）は、本来、序文で述べるのが適切な内容であり、元の序文の記述内容とも一部重複していたため、これらの記述を序文にまとめ、記述を整理した。この結果、項番号は討議資料から 3 項ずつ繰り上がることになる。
- ・ 「認識」の意義（旧第 4 項）は、「構成要素の定義を満たす諸項目を財務諸表の本体に計上すること」と説明されていたが、より正確には、構成要素の定義を満たすだけでは足りず、「財務報告の目的による制約」もクリアして、「構成要素」となったものが対象であることから、端的に「構成要素を財務諸表の本体に計上すること」とした。
- ・ 交換に着目した収益の測定（旧第 47 項）の中で、「収益の測定には第 項から 項までのいずれかの測定値が付される」ことになるとの記述があったが、そもそも、ここで示されている測定方法自体が網羅的ではないため、「当該資産・負債の測定値にもとづくことになる」と改めた。

以上の説明に対し、委員等からは特に追加的な指摘事項はなかった。

「財務会計の概念フレームワーク」の文案については、今後、その全体について基本概念専門委員会での検討を行い、次回以降の企業会計基準委員会にて引き続き審議する予定である。

以 上